

ごかの お知らせ

No.540

役場の代表電話は ☎ (84) 1111 です

！ お知らせ

マムシにご注意ください

○マムシを見かけたら

マムシを発見した場合は、そつと離れ、絶対に近づいたり触ったりしないでください。

○マムシの特徴

マムシは、全国的に分布し、春から秋に多く見られます。体長が45cm～60cmで胴が太く、尾が短く、頭は三角形のものも多く、体色は、淡褐色で背中に銭型の楕円形の斑紋があることが特徴です。

○マムシに咬まれた場合

マムシに咬まれたら、慌てず

安静にしてください。必要に応じて消防署（119番）に通報し、救急車を呼び医療機関で手当を受けてください。

○マムシに咬まれた場合の症状
激しい痛みや腫れ、出血、皮下出血、発熱、寒気

○マムシ血清備蓄医療機関

・茨城西南医療センター病院
☎ (87) 8111

・芝田クリニック
☎ (84) 3881

・馬場医院
☎ (84) 3721

○お問い合わせ

生活安全課 生活環境G
☎ (84) 3618（直通）

農地の適正利用が困難な場合は農用地利用権設定制度をご利用ください

農地を遊休化し荒廃させると、年数を経るごとに農地性を失い、復旧させるためには、多大な投資と労力が必要になります。高齢や勤め等の理由で耕作ができない方は、農業経営規模を拡大したい方に貸すことによつて、農地の保全と有効利用が図れるようになります。

この制度は、農地を貸す人、借りる人が合意のうえ、農用地利用集積計画申出書を作成し、農業委員会が承認されることで法的に貸し借りが認められます。貸借の契約期間は、3年、6年、10年を原則とし、契約期間が満了すると、自動的に貸借権が消滅します。また、貸借期間中でも当事者の合意があればいつでも解約することができます。希望される場合は、申出ください。

○貸し手のメリット

・手続きに大きな負担はありません。

・貸した農地は、期間がくれば必ず返してもらえます。

・貸し借りを継続したいときは、再度、設定が可能です。

○借り手のメリット

・経営規模の拡大と集積による経費削減が見込めます。

・更新時期には、農業委員を通して継続の意思確認を行います。

○受付期間

9月1日(火)～11月10日(火)
(役場閉庁日を除く。)

○お問い合わせ

産業課 農業委員会G
☎ (84) 2582（直通）

農ビ・農ポリ処分には 事前契約が必要です

使わなくなった農業用ビニール及びプラスチック（農ビ・農ポリ）を回収します。

なお、産業廃棄物となるた

め、運搬や処分は、事前契約が必要となります。

○受付期間

9月1日(火)～10日(木)
午前9時～午後4時
(役場閉庁日を除く。)

○受付場所

役場2階 第2会議室

○料金

今年度、料金を改定しますの
で、金額等の詳しい内容については、受付時に説明します。

○持参するもの

・印鑑

・搬出予定量のメモ

（農ビ）○kg・農ポリ○kg等）

・農家負担金
1戸あたり1,000円

（別途、処分費を回収日当日に搬出量に応じて請求させていただきます。）

○回収日時

10月14日(火)
午前9時～午後4時

○回収場所

五霞ライスセンター敷地内

※回収場所までは、各自で搬入となります。

○収集・運搬契約について

廃棄物処理法（第12条第1項）により、農家のみなさんと運搬事業者との契約が必要となります。

○お問い合わせ

産業課 地域振興G
☎ (84) 2582（直通）